

佐賀市都市計画審議会（勉強会）

議 事 録

1. 開催日時 令和7年2月18日（火）13:30～15:36
2. 開催場所 勸興公民館 大会議室
3. 出席委員 16名出席（全委員19名、欠席3名）
荒牧軍治、大串浩一郎、小島啓、牛島英人、奈良崎真士、古賀修平、大園敏明、溝口央介、江口善己、川崎健二、西岡真一、久米勝也、中村宏志、豆田和浩、梅崎義高、高橋朋子の各委員
4. 勉強会
 - ・佐賀都市計画用途地域の変更（佐賀市決定）
 - ・次期都市計画マスタープランについて
5. 会議資料
 - ・佐賀市都市計画審議会（勉強会）次第
 - ・佐賀市都市計画審議会条例
 - ・佐賀市都市計画審議会委員及び幹事名簿
 - ・勉強会資料「佐賀都市計画用途地域の変更（佐賀市決定）」
「次期都市計画マスタープランについて」
「用途地域による建築物の用途制限概要表」
「佐賀市都市計画マスタープラン（案）」（本編冊子）
6. 議事概要

勉強会

【佐賀都市計画用途地域の変更（佐賀市決定）】

○会長

「佐賀都市計画用途地域の変更」について事務局から説明をお願いします。

○事務局（都市政策課）

資料P4～9：都市計画（用途地域）について

都市計画とは土地の使い方や建物の建て方についてのルールなど、まちづくりに必要な多くのことを決める仕組みのことをいう。都市計画法第4条により、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画と

定められている。そして都市計画は、土地の利用に関する事、道路、公園などの施設に関する事、土地区画整理事業などの開発事業に関する事の大きく3つに分類される。今回議題として説明する用途地域は、一番上、水色で囲んでいる土地利用のところに分類される。

6 ページ、都市計画区域とは、一体の都市として総合的に整備し、開発、保全する必要がある区域のことをいい、赤い点線で示しているのが佐賀市の市域、その中のピンク色の部分が佐賀市の都市計画区域である。具体的には、旧佐賀市、諸富町、川副町、東与賀町、久保田町の全域と大和町の一部がこの都市計画区域に含まれ、それ以外の富士町、三瀬村の全域、それから、大和町の間部については都市計画区域外となる。今回取り上げる用途地域は、この都市計画区域の中でも市街化区域という区域の中に設定するルールになる。

7 ページ、都市計画区域の中には、都市化を優先させる市街化区域と、原則、都市化を抑制し、農地などを保全する市街化調整区域の2つの区域に区分される。ここで示しているオレンジ色の部分が都市化を優先させる市街化区域であり、大和町春日地区を中心とした区域、旧佐賀市の市街地部、さらに、諸富町の国道208号沿線を中心とした区域が含まれる。それ以外の都市計画区域の中の残りのピンク色の範囲、こちらが原則都市化を抑制する市街化調整区域である。

このオレンジの市街化区域の中では、住居、店舗、工場など、用途の違う建物の混在を防ぐために、エリアごとに建てられる建物の用途を制限する用途地域などの土地利用に関するルールを定めている。

8 ページ、用途地域というのは、この市街化区域の中に設定するルールであり、イラストのとおり上から用途地域というルールの網が張られているようなイメージ。建てられる建物の用途や規模によって土地を13種類に区分している。佐賀市においてはこのうちの12種類を採用している。

本日配布した資料、用途地域による建築物の用途制限概要という表のなかで、上から縦書きで第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域というように左から順に名称が載っているが、この部分が用途地域と呼ばれるものになる。

そして、横書きで住宅、共同住宅、寄宿舍というように建築物の用途が書かれているが、これがそれぞれの用途地域に建てられる用途について示している。このように、用途

地域の種類によって建てられる建築物の用途や規模というものが決まっている。

用途地域は、その住民の方や、商業や工業を営む方にとって、その土地に対して大きな制限をかけてしまうものであり、長期的な視点に立って、安定的に定めることが基本。ただ、次のような場合には変更できると都市計画法に規定されている。

1つ目、定期的な変更とは、5年に1度、都市の現状や変化の様子などについて幅広くデータを集める都市計画基礎調査というものを行っており、現況や将来の見通しなどに変更があれば、それに合わせて都市計画を変更していくことである。

2つ目、土地利用計画の変更に伴う変更とは、今回策定している都市計画マスタープランが変更になった場合など、土地利用計画が変更されたときにその位置づけに合った都市計画に変更することである。

3つ目、土地利用の現況、動向に伴う変更とは、当初想定していた土地の使い方から異なり、それが将来にわたって続くと見られる場合や、新しい使い方への転換が必要となった場合に変更することである。

今回の変更は、この②番、③番、赤で塗っている部分に該当する内容になる。

資料P11：佐賀県工業技術センターエリアについて

佐賀県工業技術センターエリアは、北部バイパスの北側、佐賀市鍋島町大字八戸溝にある。用途が、第1種住居地域と準工業地域がまたがっており、この赤い枠の下側の佐賀県計量協会という建物の南端の辺り、道路から50メートルまでというところが準工業地域、それより上の部分が、現状、第1種住居地域という用途になっている。

このエリアのこれまでの経緯として、昭和49年にこの工業技術センターと、そのほか、環境センター、計量検査場ができ、そこから、平成元年には電子制御研究棟、その後、電子技術開発棟、産業イノベーションセンター、機械金属棟が新設され、直近では、平成30年に産業スマート化センターが設置され、今後、令和8年に材料試験センターの新築移転が予定されている。

資料P13～17：用途地域の変更について

今回なぜ用途地域の変更を行うのかというところで、まず初めに、佐賀県の方針として、佐賀県工業技術センターを含めた周辺エリアについては、今後、試験・研究機能の強化を図りつつ、施設利用者の利便性の向上、施設間の連携を図ることによって県内中小企業のイノベーションを促進するエリアとして活用していくという方針が示されている。

そして、佐賀市の方針として、現在公表している佐賀市都市計画マスタープランの中の市街化区域における土地利用の方針のところ、既に整備されている都市基盤を有効に活用し、産業、行政、文化、教育など県都として様々な都市機能の集積を図ることによって、広域的な拠点性や生活の利便性を高めるということを定めている。

現状の試験・研究施設の立地を生かして、引き続きこれらの機能を集積していくことで、産業分野における広域的な拠点性を高めることに寄与することになると考えている。

15ページ、このエリアの現在の用途地域について、今回変更するのが赤い枠の部分になり、この範囲が第1種住居地域となっている。

こちらをどのように変更するかというのが次のスライドで、この赤枠の範囲を南側と同じく準工業地域に変更をしたいと考えている。

準工業地域について簡単に説明すると、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するために定める地域であり、研究開発施設等の集約的立地を図る地域においても定めることが望ましいとされている。そういったことから、将来的な土地利用の方針に沿った変更として、この準工業地域に変更したいと考えている。

17ページ、準工業地域に変更することによってどういった建物が建てられるのかというところで、用途制限概要表から少し簡単に抜粋したものになっているが、住宅等については変わらず立地ができ、店舗については、第1種住居地域においては3,000平方メートル以下なら建築可能だったものが、準工業地域になると上限がなく、10,000平方メートルを超えるものも建築可能になる。

現在このエリアに立地している建築物については、事務所等に該当するものになるが、こちらについても、変わる内容としては店舗と同様の变化がある。

今回、例として大型の店舗等も建築可能になるということで示しているが、今後の方針としては、事務所等に該当するような試験・研究施設の新築、増改築が見込まれる。

資料P13～19：都市計画変更までの今後のスケジュールについて

昨年末にこのエリア周辺の関係自治会等への説明を行い、おおむね承諾をいただいているところ。そして、資料の日付が誤っているが、今日、2月18日にこの勉強会を行っている。また、昨日から3月11日まで都市計画原案の縦覧をしており、そこで公聴会の申し込みがあれば、3月18日に公聴会を行う予定。その後、原案を作成し、4月下旬から5月上旬に都市計画案の公告縦覧を行う予定としている。

早ければ5月下旬にこの都市計画審議会において、諮問にかけさせていただき、6月頃に都市計画の決定・告示を行う予定。

以上で説明を終わる。

○会長

説明に質問、意見はあるか。

○委員

今度この工業技術センターに移転する予定の県の材料試験センターは、大体面積はどれぐらいと想定されるか。

○事務局（佐賀県建設・技術課）

面積は1,000平方メートル程度を想定している。

○委員

3,000平方メートルからかなり下回っているが、あえて変更までしないといけないのか。

例えば、将来的にもっと大きな試験・研究機関をここに誘致してくるとか、そういった構想とかいうものがあるのか。

○会長

正確に教えて。

○事務局（建築指導課）

ここの土地の状況ですが、既に3,000平方メートルを超えている。理由としては、ここの用途地域、今の基準からすると3,000平方メートルまでしか建築できないが、平成8年までの都市計画法の用途規制では建てることができていた。そこに平成8年に網がかかって、3,000平方メートル以上がここにもう造れなくなったというところ。法的にいうと既存不適格建築物というものになる。

平成9年頃に既に3,000平方メートルを超えた状態だったところに、さらに増築をされた。そのときは、建築基準法の例外許可というもので対応して増築工事が行われた。そして今回、さらに増築を計画されているという状況。

○会長

ほかに。

○委員

今回、こちらは県の土地であるが、こういった用途地域の変更は結構あるものなのか。

○事務局（都市政策課）

近年でいうと、SAGAサンライズパークのところのアリーナの整備に伴い近隣商業地域に変わった事例と、市村記念体育館のところも体育施設から文化施設、施設の用途の変更ということで、用途地域の変更を行っている事例がある。

○委員

感覚としては、行政が持っている敷地なのでこういった用途変更が一応されているという考えでよいか。個人が持っているところの用途変更というのはなかなか難しいと思うので。

○事務局（都市政策課）

制度としてできないことはもちろんないが、そのような場合の手法としては、地区計画といったものが代表的なところでよく使われる手法ではある。

○会長

ほかに。

○委員

配付資料の15ページ目、第1種住居地域の一部の赤枠のところが準工業地域に変わるということで、用途地域による建築物の用途制限概要表の中の第1種住居地域と準工業地域の欄を見比べると、危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場、危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場というところが準工業地域では許されるという違いがある。

隣が第1種住居地域であるところにそのような準工業地域を設定するというのは、途中、間に何か緩衝地帯などがなくても大丈夫なのか。

○事務局（都市政策課）

用途を定める際には、一般的にはグラデーションのようなことを意識しながら張ることは多い。今回、準工業地域ということで、危険性がややあるような工場が建築できるようにはなるが、今後の将来的な土地の使い方というところで、こちらは県が管理されている土地であるため、ここに建っている試験・研究施設についてはそういった危険性が少なく、今後集積が予定されているものに関しても、そういった恐れがない。今回、面積要件を満たすだけであれば準工業地域でなくてもいいが、将来的なこの用途というものを考えたときに、今後の佐賀市のまちづくりとして、ここを試験・研究施設の集積する場とし

て使っていくために、用途と実際の使い方を合わせていきたい。

○会長

ちなみに、その当時、そこは何で準工業地域という指定になったのか。

○事務局（都市政策課）

当時、この34号線沿いで、自動車の工場が建築できるようにということで準工業地域を張っており、さらにその準工業の上に特別用途という網かけを張っており、それによって、自動車工場とか、準工業の中でも業種というか、用途をさらに制限している。

また、卸団地という団地が集積したところがあり、その流れによって準工業地域になったと聞いている。

○会長

卸団地を工業で指定しなければならない理由がよく分からない。もともとそういうふう
に自動車工場とかをイメージしていたのだろうか。

○事務局（都市政策課）

はい。それと、その国道から50メートルのラインというのが準工業地域の用途地域だが、そこにはもう一個網をかけ、自動車の販売店などを集積させる特別用途にしている。

○会長

自動車販売店は工業になるのか。

○事務局（都市政策課）

我々の分類では、商業ではない。当時、工業というのは少し前広に意味を捉えていて、商業というのは、本当の小売のみに類型していた。

○会長

商業のほうはまだおとなしいイメージがあるのに、準工業地域と第1種住居地域を並べるのはちょっと上げ過ぎじゃないのとかという感じがする。

○委員

不動産業からすると、準工業地域が一番緩い地域。そこまで工業感が強いイメージがない。

○事務局（都市政策課）

この用途概要表のなかで、工業系が一番右側、ブルーのところ、工業専用地域と、工業地域、そして準工業地域とある。工業といっても3種類あり、先ほどの話から出ている工

場の建設とかは工業専用地域、工業地域が主。これはあくまで準工業地域であることを理解いただきたい。

○会長

この資料を作るときに、どこがどうなっているのか凡例をつけてほしい。そこの周りの状況がよく分からないと、この資料がちょっと見えにくい。

ほかにあるか。

○委員

道路をまたいで50メートルというのはなにか、詳しく教えてほしい。

○事務局（都市政策課）

この34号線というのは非常に大きな国道であり、当然、両脇にそういった商業施設、工業、自動車工場などが張りついていくことが想定されるため、用途を設定している。

大きな道路では大体50メートル幅で設定をするというのが一般的。計画道路の幅によって、50メートル、30メートルなどそれぞれ用途を指定する区域が変わってくる。

○会長

市街化区域の拡張の決定権というか、線引きの権限は佐賀市にあるか。

○事務局（都市政策課）

提案することはできるが、県決定になる。

○会長

市街化区域と市街化調整区域を分けることを線引きと言うが、その線引きの権限はここにはなく、この市街化区域内に定められた用途だけが、この審議会で審議されるということでしょうか。

○事務局（都市政策課）

はい、用途地域の変更は市決定。

○委員

先ほどからの説明だと、工場、倉庫等の環境を悪化させるおそれの少ない工場の建設等は想定していないという話だったが、それでなぜ準工業地域に変更しようとしているのかが理解ができない。もう一度説明いただきたい。

○事務局（都市政策課）

準工業地域にしたのは、13ページに載せている県の方針としても、今後ここを試験・研

究機能の強化を図りつつ、中小企業のイノベーションを促進するエリアとして活用していくといった方向性があるということ。そして、14ページの佐賀市の方針においても、こういった都市基盤を有効に活用し、産業の県都としての様々な都市機能の集積を図る広域的な拠点としてここを高めていきたいというところで、将来的なビジョンを踏まえて、住居系の用途地域ではなく、準工業地域を考えている。

○委員

説明を聞く限り、用途として考えると、恐らくこの第2種以上、第2種住居地域から準工業地域の間であれば、どれでも対応ができると。ただ、名称として準工業のほうが何となく即しているというような、その程度の議論と捉えてよろしいのか。

○事務局（都市政策課）

準工業地域というのが、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するために定める地域であり、研究開発施設等の集約的立地を図る地域においても定めることが望ましいと国のほうでされている。まさに今のこの該当地でやろうとしていることがここに当たると考える。

それともう一つ、平成の頭に用途地域を定めていったが、今、現実と用途地域の乖離も生まれている。市の方針として、現状に合った用途地域に定めていきたいということもあり、今回、準工業地域の指定をさせていただいている。

○会長

ほかに。

○委員

用途地域概要表を見たら、準工業地域の上に、第1種、第2種、第3種の特別業務地区とある。では、今度新しく変更になるところは第何種なのか。その1種、2種、3種とは、どう違うのか。

○事務局（都市政策課）

特別用途地域とは、この用途地域、準工業地域の上にさらに制限をかける手法のこと。今回そちらの指定は今のところ考えていない。

第1種から第3種まで、場所によってそれぞれの性質が決まっている。佐賀市では第1種と第2種が流通関係施設の集団立地、それから、第3種が自動車関係業務の集団立地をする地区ということで定めている。

○委員

14ページ、最後のところ、「広域的な拠点性や生活の利便性を高める。」とはどのようなことをイメージとして言われているのか。

○事務局（都市政策課）

県都としての広域的な拠点性というところで、佐賀市内だけでなく、県内の様々な地域からの利用が想定されるものを集積することによって、市民、それから、その周辺、県内の生活の利便性を高めていくというような目的。例えば、先日建築されたSAGAアリーナとか、そういったものも広域的な拠点性を持った施設になる。

○会長

これは今の話でいくと、県立大学とか、こういう工業試験場的なものは、いわゆる市街化区域に集約していくみたいなイメージか。アリーナや佐賀市立図書館は佐賀市の中心地にある。工業試験場も、ある意味でいうと、そういう中心地に置きたいということか。

○事務局（都市政策課）

アリーナや大学など、都市機能の中でも高次都市機能施設は、やはりほかの都市機能よりももっと、さらに町なかに集めていきたいというような思いがある。今回の工業試験センターというのも、将来的には県内中小企業のイノベーションを促進するエリア、いわゆるスマート化センターという部分もあるため、そういう部分は当然に市街化区域の中に集積を図っていきたいとは考えている。

○委員

好生館が移動したときなどのあの土地についての議論は、当時どういうことがあったのか。

○会長

好生館をあそこに置いた理由は、有明海沿岸道路が近くて、30分か40分圏内のところに拠点病院が2個、高次医療病院である佐大の医学部と県立病院があったため、そこになるべくアクセスのいいところに、との説明があった。市内の一番中心地、バスセンターに近いところに置きたいというような意見があったことも事実。

最後のスケジュール表にあるように、今日この都市計画審議会が行われた上で、公告・縦覧が行われるというスケジュールで動いていく。

【次期都市計画マスタープランについて】

○会長

次期都市計画マスタープランについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（都市政策課）

続いて、「次期都市計画マスタープラン」のパブリックコメントについて説明する。

資料P4：説明会について

1月14日から16日の3日間にわたって、佐賀市の中心部のメートプラザ佐賀、南部の東与賀文化ホール、さらに、北部の春日公民館のこの3か所で説明会を実施。その説明会の中では自由意見という形で意見をいただいた。

資料P6：パブリックコメントについて

パブリックコメントを1月8日から2月6日までの実施。3名の方から計27件の意見をいただいた。その意見の内容と、意見に対する市の考え方については、別紙「パブリックコメントのご意見と市の考え方（案）」を確認いただきたい。

資料P8～11：計画（案）の修正について

パブリックコメントを受けて、計画案に反映するものから順に載せている。

まず一つ目が、別紙資料(2)の内容、長崎自動車道と佐賀唐津道路というのが一部区間で重複している、共用しているような図面に見えるということで、今回、便宜上、そこが重なっていないように見えるように修正している。

続いて、別紙資料(3)の内容。こちらの広域の図の中で糸島市などを記載するなら、鳥栖市や武雄市、久留米市も記載したほうがいいのではという意見。こちらは佐賀の中部地域を中心に、隣接市町や、高規格道路でつながっているところをメインに表記をしていたが、この図の中に入っている都市については一応名称を記載している。

続いて、別紙資料(1)、こちらは本編の冊子の28ページの記載内容。その中の「風水害、地震等が起こることを前提として、土砂災害や津波が発生しやすいエリア」という記載が、佐賀市の場合、津波よりも浸水や高潮の被害のほうが実際多いのではないかとということで、朱書きのとおり「浸水」という文言を追加する形で修正している。

続いて、別紙資料(4)の内容。本編50ページ、第5章、分野別方針の5-6都市防災の中の、(2)水害・土砂災害対策の方針について、3項目目の文末が「努めます。」という表記で、ほかの2項目は、「推進します。」、「図ります。」という表記だが、これは劣後が

あるような感じがするため、同等の表記にしたほうがいいのではという意見。文章の前後を入れ替える形で、文末を「推進します。」という形になるように文言を修正している。

続いて、別紙資料(5)の内容。本編冊子64ページに平均気温の推移のグラフを記載していたが、降水量の推移のグラフもここで記載したほうがいいのではということで、降水量の推移についても、平均気温の推移と併記する形で表示している。それに伴い、そのページの上に記載している文章についても修正を加えている。

以上がパブリックコメントを踏まえて修正をする内容になる。別紙資料では、それ以降の部分に関して、意見をいただいているが、修正はしない方針で考えているものを掲載している。

資料P13：今後のスケジュールについて

今後のスケジュールとして、今回は3月24日に予定をしておき、ここでこの都市計画マスタープランについて諮問をさせていただきたいと考えている。そこで承認をいただければ、年度明けに公表というような流れ。

以上で説明を終わる。

○会長

説明に質問、意見はあるか。

○委員

別紙資料「パブリックコメントのご意見と市の考え方」という対比をしたこの資料は、どこかのタイミングで公表されるものか。

○事務局（都市政策課）

3月の中旬にホームページ等で公開を予定している。

○会長

12ページ、年間降水量のデータを表示しても、何を表現できるデータになるのかわかりにくい。洪水とか危険性とかという点を表現したいなら、例えば、時間降雨強度のほうが適している。降水量というのは、一番厄介なのは、時間降雨強度ないしは3時間降雨強度とかという集中型が増えてきたこと。佐賀市がターゲットとするのはそういった内水被害だろうが、この年間降水量のグラフでは表現が足りていないのでは。

○委員

ついでに。(1)番の、本編冊子の28ページのところで、文言に「、浸水」を追加してと

いう話だが、何かごっちゃになっている感じがする。前半部分の、何々が起こることを前提としてというところに、例えば、台風、地震、津波などのそういう自然現象を入れて、その後に、実際に引き起こされる、浸水災害や土砂災害などを入れて、自然現象と実際の災害とを分けたほうがいい気がする。

○会長

専門的な内容になるため、事務局と直接やり取りをお願いします。ほかにあるか。

○委員

別紙資料5ページ(5)のところ、ここに指摘されているように、糸島がやはり唐突に感じる。67ページの通勤・通学の流動の図では、糸島は消されている。

○事務局（都市政策課）

佐賀市としては、この中部地域の4市町をベースに考えて、近隣都市と高規格道路でつながる都市の記載というところで、簡単に地理的なつながりを書いている。確かに人口流動のこの図と合っていないというのはおっしゃるとおり。

○委員

文言の中に「ヒト・モノの流れをさらに活発化」とか書いてある。それがなかったらこの図でよいと思う。

○委員

糸島にみんなそういうふうに違和感を覚えるわけだから、潔く外してよいのではないか。

○都市戦略部長

福岡県でも糸島市というのは、最近観光や別荘とか、不動産の開発とかもかなり進んで、多くの人 coming。この、ほかから糸島に行きたい人に佐賀市に来てもらいたい。そういう意味での交通のつながりということで書いていて、観光交流としての人との交流も大事だと思っている。

○委員

この市民説明会、3回以上されたということだが、参加人数を教えてください。

○事務局（都市政策課）

3会場合わせて6名。

○委員

本編冊子の46ページ並びに82ページの公共交通に関して、一個もタクシーという言葉が入っていないので、一応入れたほうがよいのではないかと。また、2月に改正される、佐賀市地域公共交通計画との整合性を取りながら進めてもらったほうがよいと思う。

○事務局（都市政策課）

佐賀市の交通計画との整合をもう一度図り、再度修正する。

○会長

ほかに。

○委員

本編冊子の58ページ、実現に向けての6-2、まちづくりの推進体制のページのところで、市民・市民団体を一つとして書いているが、市民と市民団体とで分けて書くべきではないか。

また、現行のマスタープランと比べて、各主体への示し方、働きかけ方のトーンが変わった印象があり、特に、行政の役割のところ、情報提供と機会の創出ということで、控え目に感じる。行政がもっと主導権を持ってやっていくという姿勢を示すような言葉も加えたほうがよいのではないかと。

○事務局（都市政策課）

検討させていただく。

○委員

資料を見ていると、辞書を引かないとわからない文言がたくさん出てくる。専門用語については何かもっと分かりやすく、あるいは注釈をつけるとかの考えはないか。

○事務局（都市政策課）

再度吟味し、注釈について対応する。

○委員

マスタープラン内で、ウォークブルなまちづくりをすごく提唱しているが、足の不自由な方、車いすやベビーカー等の利用者のことも想定できているのか。歩道の整備を図る等の、障がい者や高齢者に対する配慮を含んだ文言を増やしてはどうか。

○事務局（都市政策課）

そのような観点は確かに大事だと思うため、もう一度見直したい。

ただ、個別具体的な福祉政策とかになってくると、都市計画マスタープランの位置づけ

と変わってきてしまうため、具体的な施策に関しては、各部門別の計画で落とし込むということで理解いただきたい。

○会長

佐賀は自転車との戦もある。自転車と歩く人、これをどうやって共存させるか、佐賀らしい歩ける道路というのは何だろうというのを探していかないといけない。（場合によっては）道路の構造令から変えていかないといけないだろう。

○都市戦略部長

今、先生がおっしゃったとおり、道路構造令というのが決まっていて、それに基づかないと道路が造れず、補助金ももらえないという構造。

だが、佐賀県においても、独自の構造令の解釈をして（整備を）行っている部分はある。「セミフラット」という道路と歩道の段差を薄く、なだらかにする構造は佐賀県が発明し、全国的に広まった。

○会長

市が一生懸命やらないといけないテーマである。これから、佐賀らしい道路が少しずつ増えていくことが期待できる。そういう意見もどこかで入れてほしい。

ほかに。

○委員

都市計画マスタープランの案について2点質問する。

1点目、47ページ、(2)の公園づくりの方針のところでは3つ掲げているが、公園とは、佐賀市内全域、全ての公園を指しているということか。

2点目が、49ページ、(1)のゼロカーボンシティに向けた方針ということで、廃棄やリサイクルという内容が含まれていないのは、都市環境とは関係性なし、別建てですよというふうに捉えていいのか。

○事務局（都市政策課）

廃棄やリサイクルなどの内容は、市の環境計画の内容になるためこの都市環境のところには書いていない。ここでは、今後16年間の計画で、特に都市環境の部分でスポットが当たってくる2つの観点に特化して表現させていただいている。

○委員

都市環境とゼロカーボンシティのつながり、表現が、市民からしたらピンと来ない。注

意書きとか付けて工夫してほしい。

○会長

ほかに。

○委員

本編冊子50ページの都市防災について、町なかの水害や浸水について、民間の施設と連携して取り組む防災対策についても考えたほうがいいのではないかと。安全・安心なまちづくりの観点から、行政と民間の連携について、もう少し詳しく書けるのでは。

○都市戦略部長

この水害・土砂対策については、浸水対策協議会という別の部で、計画を今策定中。民間との連携についても、その中で記述になるかと思う。今いただいた意見は、浸水対策計画を今つくっている市の建設部に申し伝えたい。

○会長

行政と民間の連携、協働は限界があると思うが、どの程度までできるものなのだろうか。

○都市戦略部長

民間の駐車場に、調整池機能を持たせていただく。ちなみに、サンライズパークの駐車場も全エリア全て調整池。そういう開発で駐車場などを造るときに少しでも貯めていただくということをするだけで、かなりの浸水対策になる。

○会長

それは官民間問わずということか。

○都市戦略部長

まずは役所からだと思う。一番出始めは、小・中学校のグラウンドなど。

○会長

ほかに。よろしいか。

○事務局（都市政策課）

佐賀市都市計画審議会勉強会を閉会する。

午後3時36分 閉会

